別記様式第４（第８条関係）

別記様式第四を次のように改める。

受給期間延長申請書

<table>
<tr><td rowspan="2">①申請者</td><td>氏名</td><td colspan="2"></td><td>性別</td><td>男・女</td><td>受給資格証番号</td><td></td></tr>
<tr><td>住所又は居所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>②退職年月日</td><td colspan="7">平成
令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>③職業に就くことができない理由</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>④③の理由が疾病又は負傷の場合</td><td>傷病の名称</td><td colspan="2"></td><td>診療担当者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>⑤職業に就くことができない期間</td><td colspan="7">平成
令和　　年　　月　　日から　平成
令和　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td colspan="8">失業者の退職手当支給規則第８条第１項の規定により上記のとおり申請します。
令和　　年　　月　　日
公共職業安定所長　殿
申請者氏名　　㊞</td></tr>
<tr><td>※処理欄</td><td colspan="7">延長期間　平成
令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで</td></tr>
</table>

所長		次長		課長		係長		係	

注　意

1　この申請は、申請書の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合は、退職票）を添えて提出すること。

2　⑤欄の「職業に就くことができない期間」とは、③欄の理由により職業に就くことができない期間のことで、その期間が３年を超えるときは、最大限３年間まで認められるものである。

3　※印欄には、記載しないこと。